

Title	フランコ独裁政権下の言論統制 : 1938年の出版法発 布から1950年代までを中心に
Author(s)	岡本, 淳子
Citation	Estudios Hispánicos. 2021, 45, p. 1-21
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/98056
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

フランコ独裁政権下の言論統制

——1938年の出版法発布から1950年代までを中心に——

岡本淳子

1. はじめに

これまで20世紀のスペイン演劇を代表する劇作家アントニオ・ブエロ・バリエホ（Antonio Buero Vallejo）とアルフォンソ・サストレ（Alfonso Sastre）の研究をしてきた¹。スペイン内戦を生き抜き、国外に亡命することなく執筆を続けた二人の劇作家の研究をするにあたり、検閲について調べることは必須であった。2018年には「スペインの劇作家アルフォンソ・サストレと検閲－1950年代前半の作品を中心に」（『イスパニカ』61号）、2019年には「演劇上演に対するフランコ体制下の検閲－アントニオ・ブエロ・バリエホ作品の検閲報告書から読み解く－」（『言語文化研究』37号）と題する論文で、劇作家あるいはその作品と検閲との関係を検閲報告書などの検閲関連の文書を用いて考察した。

検閲官による報告書を読むうちに、フランコの独裁国家／検閲者／抑圧者 VS 独裁政権下の知識人／被検閲者／被抑圧者というわかりやすい二項対立にはなっていないことを実感した。国家を挙げての検閲という作業には様々な立場の人々のイデオロギーや利害関係などが複雑に絡み合っており、不透明な部分が多いこともわかった。これまでは劇作家とその作品の分析を中心に行ってきたため、演劇上演に関する検閲にのみ注目してきたが、フランコ時代の検閲をより深く理解するためには、もう少し幅広い知識を得ることが必要であると感じている。したがって本稿では新聞などの刊行物にも目を向け、内戦が終結する以前にフランコが発布した1938年の出版法から1950年代までの検閲にまつわる状況をできる限り明らかにすることを試みる。

また、スペインに限らず、検閲がどのように機能していたのかを知るため

1 平成27年～平成30年度科学研究費基盤研究（C）15K02173「独裁政権下のスペイン演劇－検閲と戦った二人の劇作家の明暗」の支援を受けた。

に、同時代の日本、つまり戦前、戦中から連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) 占領下に至るまでの我が国の検閲関連の文献にもあたってみた。すると、フランコ時代の検閲と共通する部分が少なくないことがわかった。フランコが行った出版物の事前検閲はポルトガルの独裁者アントニオ・サラザール (António Salazar) が制定したものを参考にしているのだが、検閲の管理システムそのものはヒットラーのドイツ、ムッソリーニのイタリアの影響を多大に受けている (Chuliá 2001:69)。ドイツ、イタリアと共に枢軸国であった日本において実施された検閲とスペインの検閲に共通部分が多いのにはその辺の事情もあるのかもしれない。本稿では、日本の検閲の状況も適宜参照しつつ、フランコ政府の言論統制について考察していく。

2. 1938年の出版法発布までの流れ

スペイン内戦は1936年7月17日にスペイン領モロッコで起きたスペイン軍部の共和国政府への反乱によって始まる。この時にモロッコにて反乱軍の指揮を執っていたのがフランシスコ・フランコ (Francisco Franco) である。「クーデター10日後にはすべての印刷物に対して軍部の検閲が始まり、一週間をおかずして国家防衛評議会の出版物事務室 (Gabinete de Prensa de la Junta de Defensa Nacional) が設置され、すぐにそれは出版・宣伝事務所 (Oficina de Prensa y Propaganda) となる」 (Muñoz Cáliz 2005:26)。9月21日にフランコは反乱軍 (ナショナリスト軍) の総司令官となり、10月1日には国家防衛評議会により国家元首に任命される。1939年にナショナリスト軍が勝利するまで、スペインには二つの国家、二つの政府が存在したのである。

1937年1月、フランコにより〈出版物と宣伝活動のための国家委員会 (Delegación del Estado para Prensa y Propaganda)〉が組織され、当委員会が出版物の指針を決め、ラジオ放送を調整、検閲上の規則を示し、映画・ラジオ・新聞・ちらし・講演によるすべての宣伝活動の指揮を担うことになった (Chuliá 2001:44)。規制するだけでなく、宣伝活動の促進も極めて重要であり、それは共和国政府軍陣営においても同様であった。内戦開始後すぐに共和国政府軍と反乱軍の「両陣営は戦備としてラジオ、ビラ、歌、映画、演劇などの即座に利用可能な伝達手段を用いた」 (Muñoz Cáliz 2005:25) のである。フランコ時代の新聞と検閲について論じるエンリケ・ボルデリーア・オ

ルティスによれば、「プロパガンダになり得る情報は対立する両陣営にとって基本要素となった。とりわけ共和国側は、武器が不足し、国際的な援助を受けており、共和国側のジャーナリストや知識人たちの「信条の戦い」が拠り所となっている分、そうであった」（Bordería Ortiz 2000:19-20）。フランコ体制初期の音楽政策について研究する齊藤明美は、ヘンマ・ペレス・サルドウンド（Gemma Pérez Zalduondo）の論文²を参照し、以下のように記している。

フランコは1937年2月27日の指令にて、18世紀のカルロス3世時代に国王行進曲に採用された『グラナデラ行進曲』を国歌に、FET党歌の『太陽に顔向けて（Cara al sol）』など他3曲も新体制を象徴する公式讃歌に認定した。これらの曲は、戦時中には、兵士や銃後の「ママ」守る民の士気を高めるために、また戦後も政府の公式式典や党の行事・行進・集会などで歌われ、政治プロパガンダや大衆教化のツールと化した。（斎藤 2014:125-26）

しかしながら、徐々に規制することに重きが置かれるようになる。「戦況がフランコ側に有利に運ぶ中、共和政陣営を支配下に置く過程で、文化・思想・教育活動の『浄化』が行われた。第二共和政時代に隆盛したフランスやソビエトなどの外国由来の近代思想や文化（前衛主義、自由主義、共産主義、社会主義、無政府主義等）に対し、『反スペイン』のレッテルを張り、弾圧の対象とした」（斎藤 2014:114）のである。齊藤からの引用に「FET党歌」が出てきたので、ファランヘ党について簡単に触れておきたい。

1923年から30年まで独裁制を敷いたミゲル・プリモ・デ・リベラ（Miguel Primo de Rivera）の息子であるホセ・アントニオ・プリモ・デ・リベラ（José Antonio Primo de Rivera）³が1933年にファシズム政党であるファランヘ党（Falange Española, FE）を創設する。翌年、FEは攻撃的国家サ

2 “La música en el contexto del pensamiento artístico durante el franquismo (1936-1951)” *Dos décadas de cultura artística en el franquismo (1936-1956)* : actas del congreso/coord. por Ignacio Luis Henares Cuéllar, José Castillo Ruiz, Gemma Pérez Zalduondo, María Isabel Cabrera García, Vol.2, 2001, págs.83-104.

3 ホセ・アントニオ・プリモ・デ・リベラは1936年3月14日に共和国政府に逮捕され、同年11月20日にアリカンテ刑務所にて処刑される。

ンディカリスト同盟 (Juntas de Ofensiva Nacional-Sindicalista、JONS) と合体する⁴。1937年4月1日にフランコは政党統合令を發布し、旧ファランヘ党と王党派を合体させて創った新ファランヘ党 (Falange Española Tradicionalista (FET) y de las JONS) を唯一の政党とし、自身が党首になる。

1938年1月、フランコは国家の検閲と宣伝においてファランヘ党員を主役に置き、フランコの義弟であり党内ナンバー・ツーであったラモン・セラノ・スニエル (Ramón Serrano Suñer) を内務大臣に据える。出版・宣伝国家機関 (Servicio Nacional de Prensa y Propaganda) は内務省の管轄であったため、2月に新ファランヘ党の出版・宣伝国家委員会 (Delegación Nacional de Prensa y Propaganda de FET y de las JONS) の長になったスニエルは、国家およびファランヘ党の出版物取り締まりを一人で指揮することになる (Muñoz Cáliz 2005: 28)。

そして、1938年4月に出版物の事前検閲を定めた〈出版法〉が發布される。この出版法は「国が深刻な状況にあり」、「国家を救済する必要がある」ことを理由に認められた暫定的な法であると明記されているが、1966年にマヌエル・フラガ (Manuel Fraga) によって署名された出版法 (フラガ法) が發布されるまで28年間も効力を持ち続けた (Muñoz Cáliz 2005: 29)。38年の出版法はスペインおよび外国の書籍、パンフレット、あらゆる種類の印刷物と録音物の生産と流通を取り締まる法である。

3. フランコの方向転換：ファランヘ党とカトリック教会

フランコはファランヘ党の党首であったが、彼にとってファランヘ党とはいかなる存在だったのか。スタンリー・G・ペインは『ファランヘ党—スペイン・ファシズムの歴史』の中で次のように論じる。

ファランヘ党は国民政党として受け入れられたが、それは、そうすることがファシズムの時代における権威主義的反左翼的な軍事政体にとっては最良の策と思われたからである。フランコはFETを国家の政党と考えていたが、彼の政体を真の政党国家と考えたわけでは決してなかつ

4 1937年にフランコが創設したファランヘ党と区別するため、旧ファランヘ党と呼ばれる。

た。ファランヘ党は、国家を支配するどころか、国家を維持するための装置たるにすぎなかった。その政治的要求がカウディーリョ《軍政の総統》によって作られた内的均衡を脅やかすようになるといつても、ただちに彼は党の寸法を切りつめた。（ペイン 1982 : 242）

つまり、フランコは FET を全面的に信頼し、国の運営を任せていたわけではなかったのである。また、「政府雇用者はすべて FET 党员と考えられたが、少しでも疑わしい意図を持つ党指導者は一人として有力な地位にはつけられなかった。ファランヘ党支配下の唯一の部門は組合^{シンディカト}組織だったが、これは一九四〇年までにはほとんど画餅と化していた」（ペイン 1982 : 256）という指摘からも、フランコが党および党员に懐疑心を持っていたことがわかる。したがって、フランコの判断次第で、それまでファランヘ党に与えられていた権限は縮小され得たのであり、実際に、社会情勢の変化に応じてフランコはファランヘ党を勢力の中心から外すようになる。

リカルド・マルティン・デ・ラ・グアルディアによると、内戦直後の情報提供手段はファランヘ党が統制しており、1941 年 5 月から 1945 年 7 月までのメディアの政治的および行政的管理は党の組織である国民教育副書記官室（Vicesecretaría de Educación Popular）が担当した。しかしながら、第二次世界大戦の結果により、新聞やラジオというメディア装置の対外的な見え方を変える必要性が生じ、フランコ政府は副書記官室を解体し、その権限を国家教育省（Ministerio de Educación Nacional）に移行した（Martín de la Guardia 2008 : 22）。つまり、ファシズム体制のドイツとイタリアが敗戦したことで、スペインは自国のファシズム色を払拭しようと努めたのである。

エリサ・チュリアーによる以下の指摘もある。

フランコは第二次世界大戦の勝利国に接近するという方向転換を行うための準備を進め、組閣する際に極力ファランヘ色を減じて、スペイン教会やバチカンと密接な関係にある者を登用した。フランコが 1945 年にアクション・カトリカの代表アルベルト・マルティン＝アルタホを外務大臣に任命したのは、アメリカ合衆国にとって《敵への協力の象徴》と映るファランヘ党の露出を避けるためであったと言われている。（Chuliá 2001 : 28）

フランコは1945年5月14日付のスペイン国会官報(Boletín Oficial de las Cortes Españolas, BOCE)に、「我々のシステムとナチ・ファシズムとの大きな隔たり、最大の違いは、現在スペインの運命を担っている体制のカトリック的な特質である」という言葉を載せている(Sabín Rodríguez 1997:37)。敗戦国の中でもとりわけ人道主義的観点から厳しい批判にさらされているナチスとの差別化に躍起になるフランコの姿が見えてくる。

1945年7月14日、スペイン人民憲章が国会で承認され、18日には国家元首がそれを批准した。ホセ・マヌエル・サビン・ロドリゲスによれば、5月8日に連合軍がドイツを降伏させ、6月25日と26日に国際連合の創設のためにサンフランシスコ会議が開催されたことを受けて、新国家〔フランコのスペイン〕は再度その構造を新しい時代に適応させなければならなかったからである⁵(Sabín Rodríguez 1997:51)。ファシズム色の払拭に努めたフランコ体制において「1950年代=カトリックが支配的な時期」(武藤2014:10)となったのは、スペインが国際社会で生き延びるための戦略だったわけである。

そもそもフランコのスペインは、「国民総合のイデオロギー(の一つ)として、カトリック信仰を前面に押し出し、カトリック教会も内戦中からフランコ陣営を、第二共和制期の反教権政策からスペインを救う『十字軍(Cruzada)』と呼び、その正統化に尽力した」(武藤2014:11)のである。そして政府は「カトリック教会にさまざまな特権を付与し、両者は緊密な関係を維持していた」(武藤2014:71)。

しかしながら、言論統制においてはカトリック教会や聖職者の発言に対して特別に優遇してはいなかったようである。例えば、*¿Fascismo o Estado católico? - Ideología, religión y censura en la España de Franco 1937-1941* (ファシズムそれともカトリック国家? - フランコのスペインにおけるイデオロギー、信仰、そして検閲 1937-1941)の著者ホセ・アンドレス=ガリエゴは、新国家を強固にするという言い訳のもとにカトリックの見解に対して締め付けをする検閲があった例としてイエズス会士のテオドロー・トニの報告書を紹介している(Andrés-Gallego 1997:169-170)。また、イエズス会士のレミヒオ・ビラリーニョが書いた祈祷書 *El Caballero Cristiano* (キリスト教徒の

5 フランコの努力むなしく、1946年2月に国際連合はスペインを排斥決議し、フランコの独裁国家は国際的に孤立することになる。

騎士）に対しても検閲があり、以下の部分の削除が命じられた。

我々カトリック教徒は我々の新聞を優遇し、榮譽あるものとし、支持しなければならず、我々に、我々の信仰に、我々の主イエス・キリストに対立する新聞を嫌悪すべきであり、それを読んだり、金を出して買ったり、敬意を払うなどということを絶対にしてはならない。私はそんなことをするであろうか？ どの新聞を私は読むのか？ 私は私の仲間を裏切っているだろうか？（Andrés-Gallego 1997：170-171）

1936年までカトリック教会は休暇中に信者たちを戸別訪問して宣伝活動をし、新聞を解約させたり、新たに契約させたりしていたのである（Andrés-Gallego 1997：170）が、フランコ政府はカトリック教会のそのような活動を好まなかったということになる。おそらく政府はカトリック教会の権力が肥大することを危惧していたのであろう。

武藤洋によると、「1940年代前半には検閲は相当厳しく実施されていたが、40年代後半以降は漸進的に緩和されていった。特に教会を含めたカトリック系勢力は、出版の自由を認めた新たな出版法の制定を繰り返し求めた」が実現しなかった（武藤 2014：40）。加えてカトリック系勢力は「1945年の人民憲章の制定に際しても、出版の自由という規定を盛り込むよう主張したが、実現しなかった」と言う（武藤 2014：41）。つまり、フランコ体制は教会にある程度の権限を与えながらも、自由を付与することは制限したのである。それは教会が権力を持ちすぎることへの警戒であったに違いない。「教会は第二共和制期に失った特権的地位と、さまざまな領域における影響力の回復を一貫して目指しており、すでに1940年代からフランコ政権を支える他のアクター（とりわけFET）との間に緊張を生じさせていた」のであり、「したがってこの時期のフランコ政権と教会（より広義に言えばカトリック界）との関係を『蜜月期』と捉えるのは適切ではな」く、「むしろ、協調と対立という両義的な性格をもつ関係」と捉えるべきであると武藤は指摘する（武藤 2014：71-72）。

フランコ政権とカトリック教会とのデリケートな関係を知ると、アントニオ・ブエロ・バリエホ作品に対する検閲官の審査結果の傾向にも納得がいくのである。検閲報告書に書かれたコメントあるいは台本に記された削除命令を分析した結果、カトリック信仰に関わる文言の取り締まりの優先順位が高

くないことが明らかになった（岡本 2019 : 50-51）のだが、それには体制と教会の関係も影響していたと考えてよいであろう。

4. 新聞の検閲について

先述したように、フランコ政府の検閲に関して、これまでは演劇上演を中心に研究を進めてきた。しかしながら、日々の情報操作という点に注目すれば、日刊紙ほど影響力を持つものはないと思われる。この章では新聞の検閲を中心に考察を進めていきたい。

チュリアーの指摘にもあるように、「フランコ政権は成立直後の数年間、新聞を（新国家）に役立つ宣伝道具にするために尽力した」（Chuliá 2001 : 79）。マルティン・デ・ラ・グアルディアは新聞に加えてラジオ放送の影響力にも注目し、以下のように指摘する。

新聞とラジオ放送は教条的な書物や学術的な議論より、はるかにずっと強力な、社会全体に及ぼインパクトを持っていた。それゆえに新国家はメディアを利用して、いかなるニュース（鉄道の路線延長、穀物の豊富な収穫、外国の代表団の訪問、工業プラントの落成式）をも使って、政府の活動を正当化し、それが善いものであるとした。（Martín de la Guardia 2008 : 24）

つまり、フランコ政府は戦後の復興が順調に進んでいることを国民にアピールするために、人々の目に触れ、耳に触れるメディアを利用したのである。

4-1. 新聞記者

1938年の出版法は出版物のみならず新聞記者をも厳しく管理した。「政府は《新聞記者公式名簿》を作成して新聞記者という職そのものを統制しなければならず、新聞社で働くことを希望するすべての者に名簿への登録を義務付けた。名簿への登録の後に続くのは、国民運動 [= ファランヘ党] の大義に奉仕できない者すべてを《不満分子》とみなして切り捨てるための綿密な浄化作業であった」（Bordería Ortiz 2000 : 27）。ボルデリーア・オルティスは、「1938年の出版法のなかの『共和派の市町村の新聞に携わっている新聞記者は《新聞記者公式名簿》への登録を出版物国家機関（Servicio Nacional

de Prensa) に直接申請すること』という暫定的な規定が新聞記者の粛清への道を開くことになる」と述べている (Bordería Ortiz 2000:29)。粛清は最初の数年間が一番厳しく、名簿登録の申請をした 4000 人の新聞記者のうち登録されたのは 1800 人だったと言う (De Diego González 2016:2)。

《公式名簿》に登録された新聞記者はスペイン新聞記者組合の組合員になることを義務付けられた。ちなみに組合員番号 1 番はフランシスコ・フランコ、2 番が内務大臣のラモン・セラノ・スニエルであった。マルティン・デ・ラ・グアルディアは、「ジャーナリズムは国家組織に格上げされたことにより、もはや国家権力が守る財産を攻撃することをしなくなる」(Martín de la Guardia 2008:23) と指摘する。政府側に取り込まれた新聞記者が国家を批判するような記事を書くことは心情的にも物理的にも困難になったわけである。

1941 年 11 月 17 日には《公立新聞記者学校》⁶ の創立が命じられ、1942 年 1 月 3 日に開校する。「未来の新聞記者たちの教育を管理するのはファランヘ党員であり、当然のこととして生徒たちには FET-JONS [新ファランヘ党] の党員となることが求められた」(Bordería Ortiz 2000:30)。60 年代までは、この公立学校への入学が新聞記者になる唯一の方法であり義務であった。このようにして当局は新聞記者たちの指導において絶対的な権力を確保した (Bordería Ortiz 2000:30)。つまり、政府が管理できる人材づくりが着々と進められたのである。

かてて加えて、新聞活動の監視と検閲は厳しく行われた。ボルデリーア・オルティスによると、新聞の内容すべてが息の詰まるほどに規制されたので、いかなる自由の兆しも見られず、新聞が主導権を握ることなど不可能であった。スペインのあらゆる新聞が、自国そして世界の出来事について、当局のその時どきの基準や見解に応じて報道しなければならなかった。情報供給の一枚岩主義は、均一で自己弁明的な公式のジャーナリズムを複製し、その瞬間の現実のきわめて重要なことにまで偽りのイメージを与えるほど、あまりに愚かなものであった (Bordería Ortiz 2000:27)。マルティン・デ・ラ・グアルディアも以下のように同様の指摘をしている。

6 日本では、GHQ 配下の CCD (Civil Censorship Detachment、民間検閲局) が 1946 年 1 月 21 日から 26 日まで PPB (Press, Pictorial & Broadcasting、新聞・映画・放送部) 要員のために検閲学校 (Censorship School) を開校し、アメリカ人四名の将校が講師を務めた (江藤 2015:231)。

我々が実際に直面したのは反ジャーナリスティックな言説であった。と言うのも、新国家の政策を正当化する性質の一つの型の社説が体制の合法的な必要を満たしていたが、非常に画一的で単調な表面的情報を作り出し、したがって様々な出来事や状況に対して同じパターンの記事が、ただ形容の度合いだけを違えて繰り返されたからである。(Martín de la Guardia 2008: 31)。

政府は新聞記者の育成を担い、公式名簿によって彼らを管理し、そして統制された画一的な記事の複製をばらまいていたということである。管理されたのは各新聞の編集長も同様であり、彼らは内務省に直接任命されなければならなかった。編集長は「罰金を払うことから資格の剥奪に至るまでの様々な処罰の危険にさらされており、それは刑法上の違法行為や過失だけが理由ではなく、新聞記者が攻撃的な、悪意のある記事を書いたり、あるいは単に真実に反することを記事にしたりといったことも理由であった」(Chuliá 2001: 67)と言う。つまり、編集長は自分の身を守るために、政府が求めるとおりの記事を書くように新聞記者たちを監視する必要があったのである。加えて、「新聞社は罰金刑や新聞の差し押さえに直面しなければならなかった」(Chuliá 2001: 67)のであり、社長をはじめとする役員たちは編集長を管理しなければならないというネズミ講のような組織が作られたのである。

1945年7月に人民憲章が發布され、一見すると人民の自由が保障されたように思える。例えば12条には、「すべてのスペイン国民は国家の基本原則に反しない限りにおいて自由に自らの意見を表明できる」と書かれている。しかしながら、「認められたすべての自由は国家の基本原則によって制限されており、実際に実現することはなかった」(Sabin Rodríguez 1997: 51)のである。

4-2. 日刊紙の数の推移

ボルデリーア・オルティスによると、「勝者のイデオロギーに反する政治的意義を持つすべての新聞が押収され、そのほとんどが消失した。一方、名前を変えて国家の日刊紙になったものもあった」(Bordería Ortiz 2000: 26)。では、どれくらい新聞が廃刊となったのだろうか。

チュリアーは *El poder y la palabra - Prensa y poder político en las*

dictaduras. El régimen de Franco ante la prensa y el periodismo（権力と言葉－独裁制における新聞と政治権力。新聞とジャーナリズムに対するフランコ政権）の中で、スペインの大小 72 の都市で発行されていた日刊紙数を、1936 年（内戦以前）、1943 年、存続した新聞という三つの欄に分けて表⁷にしている（Chuliá 2001:65）。72 の都市で 1936 年に発行されていたのは計 233 紙、1943 年の時点では 101 紙、そのうち生き残ったのは 56 紙となっている。1936 年に全国で最も日刊紙数が多かったのはバルセロナであり、24 紙が発行されていた。それが 1943 年には 6 紙に減り、そのうち 5 紙が存続した。1936 年の時点で 2 番目に多いのはマドリードの 18 紙であるが、1943 年には 7 紙になり、存続したのは 3 紙である。ほとんどの都市で 1936 年から 1943 年にかけて日刊紙数は減少したが、それまで 1 紙の発行もなかったグアダラハラとソリアでそれぞれ 1 紙ずつ発行されるようになったことは興味深い。チュリアーが作成した表は、フランコ政府による新聞の規制が厳しかったことを物語る。しかしながら、新聞数の減少は単に規制だけが原因ではなかった。

チュリアーは新聞の印刷部数の減少にも触れ、その原因は紙不足にあったとしている。紙不足という経済的な問題により、それまでに発行されていた新聞数、あるいは印刷部数を維持することが困難となった。そして、行政は紙不足を新聞社に対する政治的コントロールの追加装置にしたのだとチュリアーは指摘する（Chuliá 2001:66）。1938 年にはすでに、紙の注文はすべて出版物国家本部（Jefatura Nacional de Prensa）の承認を得るようにと内務省が新聞社に命じていた。1945 年になっても状況は変わらず、担当部署は自治省内に当時発足したばかりの出版事務局に変わってはいたものの、事務局が各新聞社に対して使用できる紙の枚数を決定した。そのため、各新聞社の振る舞いが紙の割り当て枚数に影響を与えていたのであり（Chuliá 2001:66）、政府が新聞社を管理しやすい仕組みになっていたのである。

書籍の検閲について論じるホセ・アンドレス・デ・ブラスも紙不足に言及している。1938 年の出版法には「確かに重要だけれども極めて重要という

7 チュリアーの表は、Antonio Checa Godoy (1989), *Prensa y partidos políticos durante la II República*, Salamanca, Universidad de Salamanca と、*APE (Anuario Estadístico de España)* (1943/44) に基づいて作成されている。存続した新聞という欄には、おそらくチュリアーの著書が刊行された 2001 年の直前の新聞数が書かれていると思われる。

わけではない二つの主たる問題⁸があると言われており、その一つは紙不足に関係している。《必要とされる、かけがえのない》作品として評価されない時、紙不足が出版中止の理由である可能性がある。この命令が教義的な理由による禁止と混同されるという事実により、(中略)禁止あるいは停止の動機として第2条⁹が引き合いに出されても、二つの理由のうちのどちらに基づいているのかを我々は知る由もない」(Andrés de Blas 2008: 41)。

紙不足という経済的な事情が、新聞社を国家の思いどおりに動かしたり、検閲結果に影響を与えたりしていたという意外な事実があったのである。

5. 同時期の日本の検閲

さて、一度ここでスペインから離れて、検閲について考えてみたい。紅野謙介は検閲の定義は一般的には、「行政権をもった公権力が表現の内容を事前に審査し、不適当と判断する場合にはその表現行為を禁止することができる制度を指す」(紅野 2009: 11)としている。そして、「検閲を批判し、言論・出版の自由を提唱した古典的名著として」ミルトンの『アレオパジティカー許可なくして印刷する自由のためにイギリス議会上に訴える演説』(1644)を紹介している(紅野 2009: 11-12)。紅野によれば、「ミルトンの批判はギリシャ以来の歴史をふりかえり、検閲の起源をカトリックの異端審問とし」、「1542年、ローマ教皇パウロ三世は、反カトリック的な出版物を取り締まるために、異端審問所の許可を経ない書籍の発行・流布を禁止した」(紅野 2009: 12)のである。カトリック主義に根差したフランコ体制が推し進めた検閲の起源はまさしく異端審問にあると考えてよいであろう。

『検閲・メディア・文学—江戸から戦後まで』の序を書いた鈴木登美は、「言論弾圧や焚書は政治権力の歴史とともに古いが、公権力が思想や情報の内容を検査して社会的コミュニケーションを規制する検閲制度が高度に組織化されるようになったのは、印刷術の発達によって大量出版が発展するにつ

8 あと一つは海外から輸入された出版物についてであるが、議論が逸れるため本稿では扱わない。

9 注は引用者による。1938年4月22日に発布された出版法の第2条では、国家が定期刊行物の数量と範囲の管理、役員人事の任命、新聞記者の統制、報道機関の活動の監視、廃刊になっていない刊行物の検閲を担うことがフランコにより命じられている(Equipo Nizkor and Derechos Human Rights 2014)。

れてのことであった」（鈴木 2012：7）と記す。そして、「検閲はつねに、競合する価値や情報を抑圧しつつ特定の道徳的・社会的価値ないし知識を強制しようとする、教化やプロパガンダといった統制のもうひとつの形態と表裏一体となって作用してきた」（鈴木 2012：7）と指摘する。

日本における検閲はどのようであったのか。『「言論統制」の近代を問いな おす－検閲が文学と出版にもたらしたもの』の《はじめに－私たちは「残骸の向こう側」を見ている》によれば、「言論統制は近代日本の幕開けと共に、むしろ近代国家の形成のために必須の作業として積極的にシステム化された」（金・尾崎・十重田 2019：1）のである。近代国家形成のための言論統制は以下のように進められた。

明治維新後、新政府は新聞や書籍を通して新しい知識や情報を広く流通させることを促進したが、反政府運動を弾圧して中央集権体制を確立するため、出版物の生産・流通ならびに言論・結社・集会を組織的に統制する制度を作り上げていった。明治以後の出版法制は初めから時事を掲載する新聞（定期刊行物）と書籍を区別して規制体系を成立させ、一八八九年の憲法発布に備えて八七年に改正発布された新聞紙条例ならびに出版条例の内容が、安寧秩序妨害・風俗壊乱出版物に対する販売頒布禁止（いわゆる発禁）処分規定をはじめ、骨子としてはその後の出版法（一八九三年 [明治 26 年] 制定）・新聞紙法（一九〇九年 [明治 42 年] 制定）に引き継がれ、第二次世界大戦敗戦までの検閲制度の基礎となった。（鈴木 2012：9）

そして、「実際に検閲を行う機関について、はじめは所掌が流動的であったが、一八九四年に内務省警保局図書課が業務を請け負った時に、近代日本の言論統制は制度としての安定を見た」のであり、「占領期（一九四五－一九五二年）のうち一九四九年までは、GHQ/SCAP の中に置かれた CCD（民間検閲局）が引き続き統制を行った¹⁰。あらゆる出版物は検閲を受け、『問題ない』とされねばならなかった」（金・尾崎・十重田 2019：1）のである。

10 注は引用者による。占領下の日本の検閲についての詳細は（江藤 2015）を参照のこと。

6. 事後検閲、事前検閲そして自己検閲

検閲にはいくつかの方法がある。一つは〈届出主義〉と呼ばれるもので、「発行直後内務省に納本して検閲を受ける事後検閲制により、発禁処分による統制が行われた」（鈴木 2012 : 9）。そして、「明治以来戦前の日本では、発禁処分による経済的損失を避けるために、編集者や出版社が出版前に、作者の表現行為に即しつつ、検閲で問題となりそうな箇所に伏字などの処理を施して自己検閲を行い、ときには作家自身も自己規制をかけることとなった。外部からの検閲と編集者や作家自身に内面化された自己検閲、公式の制度と非公式の実践とが相俟って言論出版統制システムが進展したのである」（鈴木 2012 : 9-10）。作者自身が自己規制をかけるという点はフランコ時代の検閲も同様である。独裁政権下の検閲の研究者であるマヌエル・L・アベリヤンは以下のように述べている。

一般にスペイン人の作家は検閲局からの要求に時として屈辱的なほど従順に応じることを選択した。彼らは交渉し、修正し、削除し、検閲局からの《暗示的な》忠告を受け入れ、あるいは最終的に受け入れないこともあった。しかしながら、とりわけ彼らは意識的に、明らかに、そして本能的に自主検閲をしたのだった。（Abellán 1980 : 67）

アントニオ・ブエロ・バリエホが検閲局に送った台本、とりわけ1960年の『ラス・メニーナス (*Las Meninas*)』、1962年の『サン・オビーディオの演奏会 (*El concierto de San Ovidio*)』そして1977年の『爆裂 (*La detonación*)』の台本には作者自身が書き入れた削除や修正の痕が多数みられる。

日本とスペインの検閲を比較した際に気づいた点がもう一つある。アメリカ軍占領下の日本の検閲についての指摘を見てみよう。

一九四五年九月から四九年十一月までの間、GHQ/SCAP のなかの民間検閲支隊 (Civil Censorship Detachment)、通称 CCD によって、マスメディア (新聞・出版・放送・映画・演劇・紙芝居) ならびにパーソナル・メディア (郵便・電話・電信など) の検閲が行われたが、占領軍によるメディア検閲にかんする情報はそれ自体が検閲の対象となって公表

が禁じられ、この検閲組織の存在は一般には秘されていた。戦前の内務省による検閲が検閲制度を誇示することによって言論の統制を図ったのとは対照的に、占領軍による検閲は、検閲の痕跡を完全に消し去る方法をもって言論統制を行ったのである。（鈴木 2012 : 10）

占領下の日本では検閲は秘密裏に行われ、検閲に言及することさえ検閲された。フランコ時代には検閲実施の事実を極秘にするということはなかったものの、新聞の検閲において似たようなことが行われていた。

検閲されたゲラ刷りを受け取ると、印刷所が自動鋳造植字機で修正し、次に頁を構成、そして最後に原版が輪転機に入った。したがって検閲は読者の目には見えなかった。第二共和制の時代、検閲された新聞には《検閲済み》という文字が四角い枠で囲まれて印刷され、時として白い空白によって検閲官による削除を表したのだが、フランコ体制下ではそのいずれもがなくなった。（Chuliá 2001 : 72）。

第二共和制期の「白い空白」は、明治以来戦前の日本の「編集者や出版社が出版前に、作者の表現行為に即しつつ、検閲で問題となりそうな箇所伏字などの処理を施して」（鈴木 2012 : 9-10）行った検閲の痕跡と同じ効果を有する。その後、占領下の日本、そして一部ではあるがフランコ体制下において、検閲があったことを隠ぺいする操作が行われるようになったという点でも共通する。そして、それは検閲を隠ぺいすると同時に、出版・刊行物を世に出すための策でもあったであろう。牧義之は、出版社や執筆者たちが発表の「自由」を勝ち取るための対応策として内閲制度が活用されたと記す（牧 2016 : 79）。内閲制度とはどのようなものだったのか。

「内検閲」とも称される内閲は、予め出版物の発行前に、発行者が原稿やゲラ刷の段階で内務省の検閲官に閲覧を請い、問題箇所の指摘を受けて本文を手直しし、発売頒布禁止処分を回避する方法である。内閲は便宜的措置であって、法令として定められていたものではない。しかし発行者は、内閲によって発売頒布禁止処分による経済的な打撃を相当回避できたので、内閲が正式に廃止された昭和二年九月前後には、復活の要望とともに、廃止に対する批判の声が相次いで発表されている。（牧

2016 : 79)

フランコ時代の新聞の検閲も、「検閲されたゲラ刷りを受け取ると、印刷所が自動鑄造植字機で修正し、次に頁を構成、そして最後に原版が輪転機に入った」(Chuliá 2001 : 72) という手順を見ると、「内閲」と言ってよいであろう。管見の限り、フランコ時代の検閲に関する先行研究の中で事後検閲について触れているものはない。戦後の復興に四苦八苦するフランコ政府は紙不足という大きな問題も抱えており、経済的な打撃を伴う事後検閲よりも事前検閲ないし自己検閲が好まれたのだと思われる。

7. 検閲の恣意性

フランコ時代の演劇上演に対する検閲は、その基準が法で定められてはおらず極めて恣意的であった。新聞に関しても同様であり、「フランコ体制下の新聞の規制に関して恒常的なことの一つは、禁止事項、あるいは留保事項を決定するような明白な、明記された基準がないということである」(Bordería Ortiz 2000 : 34)。上演台本とは違って、毎日の記事を扱う新聞記者たちがいかに苦勞をしたのかは以下の引用からもうかがい知ることができる。

検閲官たちは仕事をする際に、出版物の管理を担当していた情報観光庁から絶えず送られてくる検閲基準を利用していた。これらの基準は、命令そして命令の取り消しが混乱を招くほどに蓄積していき、体系化することは不可能であった。と言うのも、ある特定のテーマへの言及の禁止を決定する規準が数日後には取り消される可能性があり、その時に有効な基準に関して、ある情報を公表すべきか否かに関しても、絶えず疑念が生じたのである。(Bordería Ortiz 2000 : 34)

情報観光庁が送ってくる検閲基準があったようだが、その基準が日々変わり、その量が膨大になるのであれば、それはもはや基準とは言えない。新聞記者が当局からの命令に日々振り回され、忙殺されていたであろうことは容易に想像できる。

検閲の恣意性は、明確な基準がないことだけに拠らない。担当する検閲官

によって報告書の内容や検閲に取り組む姿勢にかなりの差があり、その理由として仕事の重圧と賃金の低さが挙げられる（岡本 2019: 40-41）。検閲官の賃金は審査する頁数によって決まっており、その検閲官の勤勉さや仕事の質に準じて変動することはなかったため、斜め読みをしたり頁全体を上からざっと見渡したりして禁止された事項を探し、次から次へと頁を進める検閲官がいたであろうと推測される（Ruiz Bautista 2008: 85）。演劇作品に限った数字ではあるが、1944 年¹¹に検閲官によって読まれた作品数は 1063 本で、当時の演劇部の検閲官は 7 名であった（Abellán 1980: 32-33）というから、検閲官一人に課された読書量は想像を絶する。「検閲官は通常、副業として検閲の仕事をしており（中略）賃金の低い兼業だった」（Neushäfer 1994: 51-52）にもかかわらず、「膨大な読書量を貸され、仕事の質を問われることなく頁数だけが評価の対象であったとするならば、すべての検閲官が常に一定の熱心さをもって審査することはなかったであろう」し、「より多くの収入を得るために手抜き審査をしていた検閲官がいたとしても不思議ではない」（岡本 2019: 41）。興味深いことに、戦前の日本の検閲現場の実態もかなり類似していたようである。

検閲は、出版物の発行後に、「安寧」と「風俗」という、二つの権力サイドの物差しで、発売・頒布の適否を判断する作業である。したがって、限られた時間のなかで、大量の出版物をさばかなければならない。その実態を、『読売新聞』（一九二八年四月十六日）は「閲覧地獄に検閲係の悲鳴」という見出しで報じている。図書課員は一人一日二〇〇余種の検閲にあたっており、「何れも神経病」だというのである。（中略）ところで、『読売』（一九二八年四月一六日）の記事では、図書課員が「平凡なものは実際の所見て居ません。盲判です」と語っていた。また、一九二五年九月一六日の記事は、「危なさうなものから先に手をつける、それから題名と書出を調べてペラペラとやつて大体の経過」を拾い、「目星をつける」という検閲のコツを紹介している。これによって「一日か二日で全部検閲が済む」というのである。（紅野 2012: 73-74）

フランコのスペインでも戦前の日本でも、検閲官に課された激務とその結果

11 実際には 1943 年 12 月から 1944 年 11 月まで。

としての彼らの手抜き作業が、検閲が恣意的になった要因の一つと言ってよいだろう。

検閲の恣意性というテーマに関連して、『「言論統制」の近代を問いなおす－検閲が文学と出版にもたらしたもの』に掲載されている〈ラウンド・テーブル〉「見えざる〈統制〉に近づくために」の中の発言を紹介したい。

坂井 例えば在日文学の検閲研究で言えば、そもそも在日朝鮮人問題が戦後を通してずっとあったにも関わらず、一般的に認識されてこなかった。それが一九九〇年代になって、慰安婦やポストコロニアルの問題が出てきたことによって、ようやく注目を集めてきた。じゃあ資料として出していかなくてはいけないとなった時に、やはり基本的には抑圧されてきた者たちの声を聞かなくてはいけないという責任感の上で資料を出していくから、それを当時の人たちが「いや、曖昧だったよ」と言っていたとしても、なんとか図式化する必要がある。(中略)でもそれは戦略としては必要だったのは確かですし、そしてもちろん現在の私たちが論じる際にも検閲が抑圧的であったことは忘れてはいけない。ただ、その「曖昧さ」も俎上に載せなくちゃいけない。(金・尾崎・十重田 2019: 215-16)。

検閲の曖昧さ、恣意性は解決できない問題なのであろうか。日本の内務省が運用した検閲制度に関する紅野の指摘は示唆的である。

禁止項目としてあげられた「安寧秩序」の紊乱がひとまず社会主義をふくめた反政府運動、政治思想へと直結したのに対して、「風俗壊乱」はきわめて曖昧な概念で、その意味するところは確定されていなかった。しかし、結果としてその曖昧さが出版検閲においては有効に働いた。それは性をめぐる表現について自由自在に適用することが可能であったし、結婚や家族制度の不可侵性に抵触する素材にあてはめることもできた。検閲の基準が不明瞭であれば、著者や出版社は検閲官の内面にある基準を想像しながら、対応するしかない。過剰適応こそ、検閲システムの望むところであったろう。(紅野 2012: 60)

基準が不明瞭であったからこそ可能となった無意識の検閲が存在したという

ことである。つまり、検閲研究においては、赤や青の線で施された検閲の痕跡に目を向けるだけでなく、常にその「曖昧さ」を俎上に載せ、可視化されにくい自己検閲にも注視することが求められる。

8. おわりに

スペイン内戦時にすでに始まっていた出版物および宣伝活動の利用と規制から、38年の出版法発布、そして第二次世界大戦の勝敗による世界情勢の変化を経て1950年代に至るまでのフランコ政府の検閲制度をめぐる状況を見てきた。これまで演劇上演に関する検閲に特化して研究を行ってきたが、今回は他のメディア、とりわけ新聞に焦点を当てて検閲の実態の解明を試みた。また、ファランヘ党やカトリック教会とフランコ政府との関係について考察することで新たに明らかになった検閲事情もあった。加えて、戦前、戦中そして連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）占領下の日本の検閲について適宜参照することで、フランコ体制下の検閲についての考えを深めることができた。今回の論考は1950年代までとなったが、1960年代はフランコ政権にとって、そして検閲制度にとっての重大な転換期である。1960年以降の検閲の実態については稿を改めて論じたい。

参考文献

洋書：

- Abellán, Manuel L. (1980) *Censura y creación literaria en España (1939-1976)*, Barcelona, Ediciones Península.
- Andrés de Blas, José. (2008) “La censura de libros durante la guerra civil española”, *Tiempo de censura – La represión editorial durante el franquismo*, Ed. Eduardo Ruiz Bautista, Gijón, Ediciones Trea, S. L., 19-44.
- Andrés-Gallego, José. (1997) *¿Fascismo o Estado católico? – Ideología, religión y censura en la España de Franco 1937-1941*, Madrid, Ediciones Encuentro.
- Bordería Ortiz, Enrique. (2000) *La prensa durante el franquismo : represión, censura y negocio. Valencia (1939-1975)*, Valencia, Fundación Universitaria San Pablo C.E.U.
- Chuliá, Elisa. (2001) *El poder y la palabra – Prensa y poder político en las dictaduras. El régimen de Franco ante la prensa y el periodismo*, Madrid, Editorial Biblioteca Nueva, S. L.

- Martín de la Guardia, Ricardo. (2008) *Cuestión de tijeras – La censura en la transición a la democracia*, Madrid, Editorial Síntesis, S. A.
- Muñoz Cáliz, Berta. (2005) *El teatro crítico español durante el franquismo, visto por sus censores*, Madrid, Fundación Universitaria Española.
- Neuschäfer, Hans-Jörg. (1994) *Adiós a la España eterna – La dialéctica de la censura. Novela, teatro y cine bajo el franquismo*, Barcelona, Editorial Anthropos.
- Ruiz Bautista, Eduardo. (2008) “La larga noche del franquismo (1945-1966)”, *Tiempo de censura – La represión editorial durante el franquismo*, Ed. Eduardo Ruiz Bautista, Gijón, Ediciones Trea, S. L., 77-109.
- Sabín Rodríguez, José Manuel. (1997) *La dictadura franquista (1936-1975) – Textos y documentos*, Madrid, Ediciones Akal, S. A.

和書：

- 江藤淳 (2015) 『閉ざされた言語空間－占領軍の検閲と戦後日本』(初版1994年、第12刷) 文春文庫。
- 岡本淳子 (2018) 「スペインの劇作家アルフォンソ・サストレと検閲－1950年代前半の作品を中心に」『イスパニカ』61号、日本イスパニヤ学会、185-208。
- (2019) 「演劇上演に対するフランコ体制下の検閲－アントニオ・ブエロ・バリェホ作品の検閲報告書から読み解く－」『言語文化研究』37号、大阪大学言語文化研究科、37-58。
- 大日方純夫 (2012) 「内務省の検閲と第二次世界大戦前日本の出版文化」鈴木登美・十重田裕一・堀ひかり・宗像和重編『検閲・メディア・文学－江戸から戦後まで』新曜社、69-77。
- 金ヨンロン・尾崎名津子・十重田裕一編 (2019) 『「言論統制」の近代を問いなおす－検閲が文学と出版にもたらしたもの』花鳥社。
- 紅野謙介 (2009) 『検閲と文学－1920年代の攻防』河出ブックス。
- (2012) 「明治期文学者とメディア規制の攻防」鈴木登美・十重田裕一・堀ひかり・宗像和重編『検閲・メディア・文学－江戸から戦後まで』新曜社、58-65。
- 齊藤明美 (2014) 「スペイン・フランコ体制初期における音楽政策の成立とその展開：奨励と規制 (1936-1951)」『駒澤大学外国語論集』17号、駒澤大学総合教育研究部外国語 第1・第2部門、101-137。
- 鈴木登美 (2012) 「序 検閲と検閲研究の射程」鈴木登美・十重田裕一・堀ひかり・

フランコ独裁政権下の言論統制（岡本）

- 宗像和重編『検閲・メディア・文学－江戸から戦後まで』新曜社、7-20。
ペイン、スタンリー・G（1982）『ファランヘ党－スペイン・ファシズムの歴史』（小
箕俊介訳）レング書房新社。
牧義之（2016）『伏字の文化史－検閲・文学・出版』（初版2014年、第2刷）森話社。
武藤洋（2014）『「戦時」から「成長」へ－1950年代におけるフランコ体制の政治的
変容』立教大学出版会。

インターネット資料：

- De Diego González, Álvaro（2016）“La prensa y la dictadura franquista. De la censura al
‘Parlamento de papel’”, *RIUMA (el Repositorio Institucional de la Universidad de
Málaga)*, Biblioteca Universitaria Universidad de Málaga. ([https://riuma.uma.es/xmlui/
handle/10630/11297](https://riuma.uma.es/xmlui/handle/10630/11297)) 最終閲覧日 2021年2月28日。
Equipo Nizkor and Derechos Human Rights（2014）“Ley de 22 de abril de 1938, de
Prensa (rectificada ante error en la publicación de la Ley de Prensa en fecha de 23 abr
38)” (<http://www.derechos.org/nizkor/espana/doc/leypre24abr38.html>) 最終閲覧日
2021年3月6日。

（本稿は令和2年～令和5年度科学研究費基盤研究（C）20K00149「21世紀のスペイン
演劇が向き合う負の遺産」の助成を受けた。）